
プロジェクト リース

項目 第 494 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

借地権の取扱い

2. 借地権の設定に係る権利金等を非償却とする例外的な会計処理について、事務局提案の文案では、過去に取引を行っていなかった場合や組織再編等で生じる場合に適用できるかが明らかではないため、これらの場合にも例外的な会計処理を適用できることを明確化していただきたい。
3. 借地権の設定に係る権利金を従来償却していた場合に適用初年度における使用权資産の期首残高の帳簿価額とすることができる経過措置を残すことができないか、他の経過措置との関連を整理してご検討いただきたい。

「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等の改正案（ASBJ が公表している会計基準等の改正案）

（使用权資産の時価開示を求めない意見）

4. 使用权資産の時価を算定する困難さを踏まえ、使用权資産の時価を時価開示の対象外とする案に賛成する。
5. 使用权資産は、自由に処分できる所有資産とは同一ではないため、時価の算定コストの高い使用权資産の時価については時価開示の対象外とする案に賛成する。
6. 延長オプションの評価が困難であるために「合理的に確実」の閾値を置いたにもかかわらず、使用权資産の時価を算定する場合、当該延長オプションの行使についての見積り

を要求することとなり、基準設定の趣旨に反することとなる。このことを結論の背景に記載すると説得力が増すと感じる。

7. 変動リース料を算定することは困難であり事務局提案に賛成する。

(使用権資産の時価開示を求める意見)

8. IFRS 会計基準では、使用権資産の時価の開示が求められていることを踏まえると、我が国においても時価開示を求めることが妥当であると考え。作成者のコストが要する点は理解できるが、IFRS で開示の実務がある中で作成者に多大なコストがかかるのかは疑問がある。

(使用権資産の時価注記の対象に関する意見)

9. 使用権資産に関する時価の開示を任意の開示とする範囲を、従来から時価の開示を行っていた借地権の設定に係る権利金等に限定し、それ以外の使用権資産に関する時価の開示は任意開示としても求めないこととしてはどうか。

「リースに関する会計基準」(本文)の文案の検討

10. リース負債に係る利息費用を損益計算書のどの区分に計上するのかを明示してはどうか。
11. 削除の項番号や枝番号が多いため、非常に読みづらいと感じる。他の影響を考えた上で、項番号を振り直すことができないかご検討いただきたい。
12. IFRS 会計基準と比較して日本基準に固有の取扱いがあるものについては、結論の背景等で明らかにしていただきたい。
13. 会計基準の範囲に関する記載で「適用することができるが適用を要しない」という表現があるが、「適用することができる」とした方が分かり易いと感じるため、修正をご検討いただきたい。
14. 会計基準の本文の全体的な構成に違和感はなく、また、分量についても簡素で利便性の高いという観点から妥当であると考え。ただし、注記事項の定めについては、通常、主に会計基準に設けられているが、現状の文案では会計基準における開示の定めがカテゴリに関する記載のみとなっているため、会計基準に記載する注記事項が十分であるかを適用指針の文案も踏まえて、今後検討が必要になると考える。

以 上